

## 生命と政治

—— M・フーコーにおける生権力・生政治・統治性 ——

小松田 儀 貞

### はじめに——人間と生命の現代的様相

「生」あるいは「生命」というとき、life, Leben, vie といった欧米語がまさにそうであるように、その言葉の中には「生活」や「人生」という観念をも含む、具体的抽象的な複数の意味内容と連続性を認めることができる。このことは「人間」が単なる有機体あるいは生物（生体システム）であるという物質的な規定をはみ出す存在であること（厳密に言えばそういう認識）という当然といえは当然の事情から来ている。「人間にとって」という前提条件が与えられた上でだが、「生」を問うことはそのまま「人間」を問うことでもある。考えようによっては過剰な人間中心主義ゆえに傲慢とさえ言えるこの認識を受け入れた上で、われわれ自身（無規定ながら）人間としてやはりそこに拘泥せざるをえないこの人間存在の特異性とは一体いかなるものなのか現代的文脈で問うてみることは可能だろうか。

この古くて新しい問題は、生命科学や先端医療に代表される高度な操作能力を持つに至った現代科学／技術の発展の中でとりわけ重みを増してきている。人間にとっての「外なる自然」のみならず「内なる自然」（つまり人間自身）をも対象とする今日の科学／技術は、既存の文化や価値観を基盤としてきた法、政治（政策）、経済、文化（価値）——これらの総体としての社会システムを直接に揺るがしている。血液や尿の検査、CT や MRI による診断のような医療における生物医学化（biomedicalization）は診断や治療の効果の劇的な改善という点でメ

リットの見えやすい現代科学／技術の成果の身近な例だが、視野を広げてみれば利便やメリットとばかりは言いにくい問題にもわれわれは気づき始めている。生殖医療や遺伝子治療といった医療問題だけでなく、産業化とも結びついた現代科学／技術は、食と健康、教育、スポーツにおける身体増強（エンハンスメント）、自然環境問題等々、遺伝的つながりと家族関係、知能や身体などの人間の能力の公正な評価、あるべき自然環境の姿など、われわれの人生の選択、もっと言えば生き方や倫理に関わる複合問題をわれわれに突きつけるようになっているのである。これらの問題は「人間とは何か、どうあるべきか」という根源的な問いと無関係ではありえない。

「生命」は、一方でしばしば素朴な人間中心主義から「かけがえのない」ものとして神聖化されながら、他方では自然科学や経済の対象として（たとえば物質・エネルギー代謝の過程や有用な臓器、組織というように）個別化断片化されてもいる。科学・技術はもとより政治、経済など生命を取り巻く自然／文化環境が激変し、複合的な諸システムが織りなす現代社会にわれわれは生きている。こうした状況の中で、広井良典はこのいわば分裂した人間生命についての認識を踏まえ、現代社会において「生命」に関わる特に重要な問題領域として、①福祉国家と社会保障、②エコロジーと環境、③生命倫理と生命科学を挙げ、それらを統合的に捉えるパースペクティブを構想した（広井 2003）。この枠組をそのまま受け入れるかどうかは別にして、自然的存在であると同時に社会的存在であると

ころの人間と生命の様相——それは複合的な問題群たらざるをえない——について全体的、総合的に捉える視角を示すことはできるだろうか。

本稿では、この問題に迫る上で少々迂遠ではあるが、人間と生命をめぐる問題を「権力」あるいは「政治」という観点から捉え、その現代的なあり方（様相）について考察してみることにしたい。生命と政治——この一見ちぐはぐな二つの言葉の起点にあるのはミシェル・フーコーの「生権力」の議論である。言うまでもなく、近代／現代社会においてはもはや「生」なり「人間」なりを単に自然的所与としてのみ捉えることはできない。フーコーは、「生」をそれを構成する権力との関係において捉えようとする。「生」を作り出し、人間を生かしめる権力としての生権力。また生をめぐる政治としての生政治。それは実際どのような権力であり政治なのか。様々な言説と権力にさらされた現代的な人間の生の様相を捉える上で、この視角は有益であるように思える。本稿では、「人間」存在への根源的な問いを軸に、領域横断的に「思想体系の歴史」を探求しながら「知と権力」の問題に取り組んだミシェル・フーコー（1926－84）の生権力論の問題構造を明らかにすると共にその展開の可能性を探ることにしたい。

まず、第1節では、フーコーの生権力概念の形成過程を振り返り、第2節ではその議論の発展として統治性論の問題性に目を向ける。第3節ではこれを近代国家あるいは福祉国家と自由主義の問題として問い直し、第4節および結びではフーコー批判あるいは発展的議論を検討しながら改めて生命と政治について考えたい。なお、フーコーの訳文については一部必ずしも既邦訳に拠らないことを断っておく。

## 1 生権力とはどんな権力か

### (1) 生権力論の形成まで

生権力 (bio-pouvoir) 概念はどのようにして生み出されたのか。(以下、邦文引用の場合原文に従い「生－権力」「生体権力」の表記も併用する) 膨大な研究・著作群の後半を後期(1970年代半ばから晩年1984年まで)とすれば、後期フーコーの問題関心は、近代権力の問題か

ら古典古代における倫理の問題へと遡行していく(最後の著作群「性の歴史」第1巻『知への意志』(1976)から同2巻『快樂の活用』、3巻『自己への配慮』(1984)まで)のだが、こうした権力に関する考察が主的に展開される最初が『監視と処罰』(フーコー 1976 [1975]) (邦訳『監獄の誕生』)だった。そこでは、前近代的な権力形態と対比される「規律」(discipline)という権力形態に焦点が当てられた(重田(米谷) 1996; 檜垣 2006)。

ここでフーコーは、その行使によって形成される主体のあり方に注目して二つの権力を区別した。「法的権力」と「規律権力」である。前者は、旧体制期から革命後にかけて発展したもので、法や権利の言葉で語られる普遍的な刑罰体系がそれに当たる。「社会契約上の法的主体 le sujet juridique の再構成」(フーコー 1976 [1975], 131)の形成がその狙いである。これに対して後者の規律権力は、革命後から近代において出現したもので、個々の犯罪者(非行者)の個性にあわせた監視、介入を基調にしている。「なんらかの権力の全般的かつ細密な形式に服する、服従する主体 un sujet d'obéissance の形成」(同, 131)がこれにより目論まれるのである。これは、法や主権にかかわる権力(法的権力)との対比で把握される、法や処罰によらない権力行使にほかならない。一望監視システム(パノプティコン)がいわばその消失点となるような権力である。法的／主権的権力とは異なる権力へのこうした関心がフーコーの問題意識を発展させる。

### (2) フーコー権力論の展開——生権力概念の形成

フーコーは、『監視と処罰』の直後に書かれた『知への意志』で、「抑圧の仮説」への疑問から、「性現象」(sexualité)の問題の検討を通して、抑圧や禁止によって特徴付けられる法的／主権的権力とは異なる別種の近代権力を規律権力と共に概念化する。これが生権力概念の形成に発展することになる。フーコーにとって性現象は、生物学的問題(生殖)と社会・政治問題(人口問題)が医学、教育、道徳等の問題と重なりながら、権力と知が言説において交差

する領域として重要な対象にはかならない。彼はこうして、「法なしで性を、王なしで権力を考えること」(Foucault 1976, 120=118) (※原テキストのページ=邦訳ページを示す。以下同様)を通して、法、主権、抑圧、禁止という思考枠組みから離れて、主体/客体の二項的な関係としてではない形で権力を把握しようとするのである。

フーコーによれば、「生に対する権力」(pouvoir sur la vie)としての生権力(bio-pouvoir)は、17世紀以来の二つの形態を持つ(Foucault 1976, ch.5)。一つは、「規律を特徴づけている権力の手続き、人間の身体の解剖-政治学(anatomo-politique du corps humain)」(ibid, 183=176)である。これは先に述べた一つの規律権力にほかならない。もう一つは「調整する管理[調整的統制]、人口の生-政治学(bio-politique de la population)」(ibid, 183=176)であり、これは18世紀中葉に形成されたという。改めて整理すれば、生権力とは①身体に対する規律権力、②人口に対する生政治の二つの要素からなるということになる。性現象はまさにこの二つの連結点であり規律と調整の交差するところにある。

君主の至上権であった生と死に対する法権利(生殺与奪の権)という権力から生権力へ。まさにそれは、「死なせるか、それとも生きるままにしておく旧来の法権利」(vieux droit de faire mourir ou de laisser vivre)から「生きさせるか死の中へ廃棄する[投げ返す]権力」(un pouvoir de faire vivre ou de rejeter dans la mort)への位相的な転換を意味する(Foucault 1976, 181=175)(強調原文のまま)。生権力は、一方では学校・兵営・工房などの身体に対する規律制度を通して行使される「人間の身体の解剖-政治学」において、他方では出生率・公衆衛生などの問題をめぐって人口を統制する技術、すなわち「人口の生政治学」において発展した。この生権力は、やがて近代国家(それは時間的経過を経て福祉国家という形を取るに至る)の形成に向かうことになるが、権力は規律的なものとして作動するばかりでなく、統計学や政治経済学などの様々な技術の発明を通じて身体や人口を管理し調整する対象として

捉えるようになる。いわば「規律」から「管理・調整」(regulation)への権力モデルの転換にフーコーは注目するのである。ただし、転換といってもそこに断絶があるとか、これを前者から後者への段階的な発展として見ているということではない。この点注意が必要である。<sup>1</sup>

## 2 生権力論から統治性論へ

### (1) 統治性研究の構想——人口という対象

フーコーの「生権力」論は、上記の「生政治」論を踏まえて人間の身体およびその集合体としての人口=個体群(population)の「統治」(gouverner)の問題をその射程に取り込むことになる。フーコーはこれを統治性(gouvernementalité)(フーコーの造語)研究として構想し、ポリス(後述)や福祉国家を検討対象としていく。統治性論はまとまった著作とはならなかったが、コレージュ・ド・フランス講義(1978、1979年度)その他の断片的著述からその輪郭はうかがえる。重田(米谷)は、「統治性研究全体を生-権力論の一つの展開と見ることができる」(重田(米谷)1996, 94)として、以下のようにフーコーの研究構想をまとめている。

16世紀以降、ヨーロッパでは世俗国家化が進み、主権国家が並立する状況の中で「統治術」に関する関心が高まって、国家のあり方、国家理性に関する議論が沸騰する。(ただし、「統治」といっても国家だけではなく、家や子ども、「魂」「良心」など多種多様なものの統治が考えられていた。)そこでは、神や自然の法といった外部ではなく、国家そのものにその基礎付けを求める考え方が生まれ、国家に固有の合理性、固有性に即した統治のモデルが追求されることになる。17~18世紀、こうした背景の下、法や主権という形ではない別様の権力形態による統治の「家政」(オイコノミア)モデルである「政治経済」が構想され、統治の技術として様々な学問=知が形成される。国家あるいは国民の豊かさや幸福の最大化を目指す統治技術は、ポリス/ポリツァイ(police, Polizei)と呼ばれたが、国家の自己認識や国力の増強に関わる統計学、外交-軍事装置、重商主義、そして健康、

出生率、公衆衛生といった人々の生命・生活全般に関心を持つそのポリス／ポリツァイの学（内政学（Polizeiwissenschaft））がそれである。しかし、18～19世紀、今度はそうしたポリスの統治を「統治の過剰」の観点から批判する、法的な思考とは別の立場からの新たな統治技術として自由主義的政治経済学が登場し拡大していく。

重田（米谷）によれば、フーコーの統治性論の枠組は、次のように整理される。

生権力の二つの極である①個々の身体に対する規律権力と②人口に対する生政治は、それぞれに国家理性論・ポリス学と政治経済学という知の形態が対応するが、この二つの統治形態が近代的な統治の主要形態である。しかしながら、フーコーは、この二つの統治形態に限界を認め、それを超えるものとして自由主義（リベラリズム）の統治に注目する。この関心から、フーコーは現代における新自由主義と福祉国家の実態と可能性について検討をすすめるようとしていた（重田（米谷）1996）。

ポリス概念の形成には、富を作り出す母胎、「労働力」としての人間の集団＝人口という観念が一役買っている。著しい人口増加がみられた18世紀、人口の保護・維持・拡大は、国家（あるべき国家像）にとって「領土」以上に重大な関心事となる。そこで実現が目指されるのは単なる人口増加ではなく「幸福」と「安全」（治安）であり、国家は諸政策を通じてそれを直接的ではない形——諸個人の共同行為（労働、コミュニケーション等）で作り出すことがその役割と考えられるようになる。法や処罰などの強制によらない統治が「良き統治」なのであり、ポリスの対象は、家族や性など私的な領域にも及ぶ。<sup>2</sup>また、ペスト等の疫病、飢饉など生を脅かすものに対する危機管理（安全保障）も、ポリスの重要な要素だった。こうしたことはとりわけ医療、公衆衛生の制度的発展の中に見て取れる。<sup>3</sup>

## (2) 統治性の多層性——国家理性・ポリス・自由主義

フーコーは、人口という観念と人口の統御を保証するメカニズムを作動させるような政治的

知の誕生を跡づけようとして、ポリス概念を通して統治性という概念を提示するに至る。統治性という語が意味するのは、三つの事柄である。1）（この語は）複雑だが特有のある形態の権力が行使可能となるための、諸々の制度・手続・分析・省察・計算・戦術からなる総体を意味する。この権力の主要標的は人口であり、知の主要形態は政治経済学であり、基本的な技術手段は安全装置（後述）である。2）（この語は）はるか以前から西洋全体で、〈統治〉[政府]と呼びうる型の権力が主権や規律などほかのすべての権力をしのいでゆくよう絶えず導いてきた傾向、力線のことである。その過程で、一方に一連の特殊な統治の装置が、他方に一連の知が発達してきた。3）（この語は）中世の司法国家が15、16世紀に行政国家となり、徐々に〈統治化され〉てゆく過程、あるいはむしろその過程の帰結を意味する（「統治性」）（Foucault 1994, III 655＝VII 270）（重田（米谷）1996, 95）。

実際、フーコー自身は統治性の一般的形態というより「統治性の歴史」についての研究を構想していた。そのことも含め、重田（米谷）は以上の記述の要点を次のようにまとめている。1）装置・技術・知の複合体という観点から、自由主義の統治だけを〈統治性〉と呼んでいる。2）権力の型という観点から、法（主権）・規律と統合を対比させ、司牧権力（後述）の生成から自由主義の統治に至る統治性の展開過程を捉えている。3）国家の変容という観点から、西洋近代史全体を国家の統治化問題として捉えている。

「[フーコーは] 近・現代社会の権力が、主権・規律・（自由主義の）統治という相異なる形態からなる多層的構造をなすことを示そうとしている。フーコー自身のことばによると、近代権力は主権—規律—統治の「三角形」として捉えうるのである」（重田（米谷）1996, 95）このように、重田（米谷）は、主権国家から規律国家へ、規律国家から統治国家へという単線的歴史像としてこれを理解すべきではなく、近現代社会はこれらの権力の共存・複合による多層体として捉らえるべきということを強調する。国家理性からポリスへ、そして自由主義へと統

治の現実とそれをめぐる中心的な知は変遷を遂げたが、それらは決して一方が他方にとって代わったという形の変化ではない。フーコー自身、このように近代国家と統治との関係に関心に向けながら、近代性と集権的な国家形態の結びつきの必然性を強調してはいない。フーコーは、国家と統治の関係について次のように述べている。

「結局、国家は複合的な現実、神話化された抽象性にすぎず、その重要性は人が思っているよりはるかに限定されたものなのです。おそらく、私たちの近代性にとって、つまり私たちの現在性にとって重要なのは、社会の国家化ではなく、私がむしろ国家の「統治化＝政府化 (gouvernementalisation) と呼ぶようなものなのです」(「統治性」) (Foucault 1994, III 656＝VII270)。

次節では、この統治性の問題性について検討する。

### 3 統治性論の問題性

#### (1) 統治と司牧権力

半ば教科書的にフーコーの生権力の議論の道筋をたどってきたが、見てきたように〈生権力〉論は統治性論へと展開した。生権力概念が統治という概念の内部に位置づけられることになったと言うこともできるだろう。近代的な統治の主要な対象は「人口」(かつて君主権がその対象とした「領土」ではなく)であり、これは出生率、死亡率などの固有の自然性＝規則性をもった「個体群」(population)という生物学的実体としての人間を意味する。現実態としての人間は、この概念において明らかに「人類」、「人民」といった観念とは異なる〈集合体〉として、管理・調整の対象として構成されている。統治 (gouverner) という語は、gubernare (羅)を語源とし、本来「操舵すること」を意味する。こうした語義・語誌を踏まえ、フーコーはこの語を従来「支配」や「権力」が表象するものとは異なるものとして用いようとしている。このことは、統治の問題が、集中化された権力としての国家権力とのみ関わるのではないことを示唆している。フーコーは、国家的集中の運動と宗教的分散の運動が交差するところに16世

紀特有の統治一般の問題系が現われると述べている(「統治性」) (Foucault 1994, III 636＝VII247)。これはどういうことか。後者の運動とは、魂と行動の統治をめぐる個人の自律的信仰を促すことになったカトリックやプロテスタントの司牧神学のことを指している。これはすなわち個人自己自身の統治の問題にはかならない。

ヨーロッパ社会において政治権力は基本的には中央集権的、官僚主義的な方向(国家の形成)へと進んできた。フーコーは、そうした権力＝国家(「全体化する権力」とは異なる「個別化する権力」)のモデルを「司牧権力 (pouvoir pastoral)」という形で捉えている。法的権力とは異なる合理性を持つ生権力は、まさにこうした権力として作動する。国家権力と司牧権力は、統治一般の問題系においていわば相補的な関係をなすものとして捉えられ、まさに全体化する権力／個別化する権力の問題として認識されるのである。<sup>4</sup>

司牧権力は「自立した個人」の誕生を準備する。フーコーの司牧権力概念は、自律的な、その意味で自由な行為主体としての人間の形成と、これを前提とした自由主義あるいは自由主義的政治経済の発生と展開の問題に接続することになるのである。

#### (2) 戦争としての政治——人種主義の問題

フーコーは、基本的に規律権力や生権力といった近代権力の特性を主権／法的権力との対比において見ようとした。そして近代権力の性格を「中心の不在」「偏在性」「保有・分割の不能性」といった点に認め、支配／被支配の二項的な権力関係としてこれを論じることに強い異を唱えていた (Foucault 1976, 121－129＝119－126)。

実際、曲がりなりにも「自由」や「個人の自立」が価値として称揚され、それなりにそれらを保障する制度を持つ社会を実現したわれわれにとって、旧来の君主権(主権)を権力の基本モデルとすることには違和感を覚えないわけにはいかない。

フーコーは、主権の法制モデルを放棄し、権力をその関係性において捉えるべきとする。彼が近代的な権力関係のモデルとして示すのは

「戦争」である。「権力諸関係において機能しているのは戦争であり、中断することのない闘争が平和を動かしており、市民秩序とは基本的に戦闘秩序である」。また通常、クラウゼヴィッツの言葉として知られる表現の転倒的表現によって示されるように「政治とは他の方法によって継続された戦争のこと」であり、その意味で社会と戦争は連続的なものにほかならない。「社会は防衛しなければならない」(Foucault 1994, III 125=VI168)。フーコーは、19世紀における社会の戦争モデルとして、階級闘争と生物学的対決(人種主義)の二つを挙げている(同, III 130=VI174)。<sup>5</sup>

ここでは、後者の人種主義(racisme)について見ておきたい。フーコーは、『知への意志』で人種主義の問題について触れている。ここで人種主義は血(sang)と種(race)の問題として考えられている。

「血は長いこと、権力のメカニズムの内部で、権力の顕現と典礼の内部で、重要な要素であった。婚姻のシステムと、主権者=君主の政治的形態と、位階・階層による差別と、家系の価値とが支配的である社会にとって、飢饉と疫病と暴力とが切迫したものになっている社会にとって、血は本質的な価値の一つをなしている」(『知への意志』(Foucault 1976, 193-4=185) 生政治の対象は、「人口」だけではない。「血」(血統、民族等)とその観念と結びついた「種」もまたその対象となる。血の観念は科学知(生物学)を媒介として優生学と結びつく。ここには、種の保存(高貴な血、優秀な血を守る)やそれを目的とした他の種の排除という問題、いわば生存のための闘争(戦争)の問題が伏在しているのである。広義の社会的差別あるいは社会的な包摂と排除の問題としての人種主義がここで浮かび上がってくるのである。<sup>6</sup>

### (3) 統治性論の展開——自由主義と福祉国家のゆくえ

生権力/統治性論は、国家の発生史の問題と切り離して考えることはできない。しかしながら、この議論を単に国家機能の問題として考えるフーコーの関心は国家そのものにはない。必ずしも国家は統治の主体ではなく、むしろ統治

性の視点から国家のありようが見えてくる。現代的な国家と統治の様相とはどのようなものなのか。「自由主義の統治」(統治技術としての自由)について考えていたフーコーは「国家なき統治」をも視野に入れている。このことが、国家論に収まりきらない統治性論の射程の長さを担保している。先にも見たように、フーコーは「社会の国家化」よりむしろ「国家の〈統治化=政府化〉(gouvernementalisation)を問題にしようとしていた。そしてこれもやはり見たように、フーコーは「統治しすぎることが問題」とする批判、つまり国家的統治の「統治の過剰」に対する批判の現代的な様相として自由主義思想に注目していた。それは、国家の行政機構を通じて人間行動を統御しようとする「統治的理性」のプランとしての自由主義思想である。ここでは、戦後西ドイツのオールド自由主義とシカゴ学派の影響下にある米国のネオリベラリズムが取り上げられている。「国家/市民社会という区別を、すべての具体的なシステムを問うことができるような歴史のおよび政治的な普遍概念と考えるよりは、ひとつの特殊な統治のテクノロジーに固有な図式化の形式と見ることができるのである」(「生体政治の誕生」)(Foucault 1994, III 820=VIII 137) (Lemke 2001)。

ただし、フーコーは文字通りの単なる自由放任、自由主義をそこで考えていたわけではない。「自由」「自由主義」はただそれのみで統治を可能にするのではなく、18世紀以降、発展してきた「安全装置」(dispositif de sécurité)と一体のものとして理解されなければならない。これは、犯罪や飢饉や疫病といった「問題」を未然に抑止し、あるいはその負の効果を最小限に抑えようとする様々な社会的経済的な諸制度やシステムのことである。法は禁止し、規律は命令するが、安全装置は禁止も命令もせずに調整する(「1978年1月18日講義」)(フーコー 2007 [2004], 57)。監視や規律は秩序を作り出すが、安全装置は(特定の人口集団の生の力を最大限引き出しつつ)無秩序を制御しようとするのである。

このように、フーコーは自由主義が機能する条件としての安全装置(保健衛生、社会保障、治安維持その他の諸社会システム)に注目する

ことで、人間の生のエネルギー（労働力、生産力等々の意味で）を最大化し損失を最小化する（リスクを回避する）合理的なシステムに現代的な統治の様相——つまり現代的な生政治の様相——を見ようとしていた。

興味深いのは、そのフーコーがこの生政治のシステム、端的に言えば現代的な福祉国家の裏面についても深い洞察を与えていたことである。つまり生権力は、現実態としては、生を奪うものとしても機能しうる、ということである。

「国家はなによりもまず人口としての人間を監視しているものなのです。国家は生ける存在に対して、生ける存在として、自らの権力を使用する。そして国家の政治は、したがって必然的に生体政治〔生政治〕(biopolitique) なのです。人口とはつねに国家がそれ自身の関心において面倒を見まもるものにすぎず、ですからもちろん国家は必要とあれば人口の虐殺をおこなうこともできるのです。死の政治(thanatopolitique) がしたがって生体政治〔生政治〕の裏側なのです」(「個人の政治テクノロジー」)(Foucault 1994, IV826=X370)。

「生きさせる」だけでなく「死の中へと廃棄する」権力としての生権力。フーコーは、上のように述べて、抽象的な表現ながら、福祉国家としての現代国家の一面を端的に指摘している。

#### 4 生権力論と生政治の現代的様相

##### (1) 生権力論から見えてくるもの

フーコーに沿いながら人間と生命の問題について権力と政治という視角から考えてきた。彼自身が認めるように、フーコーは生権力／統治性についての議論を十分に展開したわけではない。実際、「生権力」という言葉は「いまだに謎めいたものであり、それが実のところ何であるかを見きわめるためには、まだいくつもの考察と検討を重ねていく必要がある」(市野川 2007, 78) ことも確かだろう。それにもかかわらずその生権力論は、多くの人々の関心をひきつけている。この議論の展開途上で示された生政治(バイオ・ポリティクス)や統治、統治性、安全性(セキュリティ)という一連のタームは、多くの論者が独自に用いるところとなり、幾分

混乱あるいは曖昧化の様相を呈してもいるが、現代社会分析の重要なツールとなっている。フーコーの言説に忠実に沿いながら考えていくにしても、そこから離れて自由に考えるにしても、こうした概念が提起する問題性を避けて通ることはできないように思われる。

生権力は、その基本的な規定——「生きさせるか死の中へ廃棄する権力」——に従えば、「生命」「人間」を定義し、社会的な境界区分を線引きする権力ということができよう。包摂し排除する権力。つまりある特定の人々＝人口＝個体群を救いあるいは見捨てる権力である。しかし何(誰)を救いあるいは見捨てるのか。「人口」(母集団)という場合、そこに包摂／排除される「個体」「種」「人間」はどのようなものなのか。「市民」や「健常者」に対する「障害者」「倒錯者」「犯罪者」あるいは「生活保護対象者」等、「人間」を(あからさまでない形を含め)「非一人間」と区別することで(陰画的に)定義していく権力としての「生権力」、またそれをめぐる政治としての「生政治」。これらは現在なお統治の重要なアクターとしての国家の存在理由を浮かび上がらせる。現代的な福祉国家の問題、また国家を超えグローバル化した統治の問題など、生政治と統治性の現代的様相について考えるべき論点は少なくない。以下、そうした点について、何人かのフーコー読解を手がかりにして若干論じてみたい。

##### (2) 境界線を引く権力——包摂と排除の機制

見てきたように、「人口」は生政治／統治の基本的な対象である。しかし、実のところどのような条件で何が「人口」として捉えられるのか、そしてそれに対してどんな管理調整がなされているのだろうか。一般的には、近現代国家が対象とする人口は「国民」(nation)であろう。しかしこの「国民」は、労働能力、稼働能力等の能力水準あるいは国家の能力(政治権力や国家財政など)その他の条件によってしばしば個別のカテゴリに分割され対象化されている。実際、国家による特定人口＝個体群の包摂／排除は、社会保障や保護、救済をめぐって様々な形で行われている。もちろん、保障や保護の対象認定に関しては、科学的、客観的規準といっ

た根拠が前提とされている。しかし、認定／非認定の間に引かれる境界線の合理性それ自体は、どのようにして担保されるのだろうか。

例えば、「公害病」、「原爆症」、「薬害」等の「救済認定」をめぐる対立や紛争の問題は——日本社会の特異性という面があるにしても——まさに国家の（あるいは国家ばかりでなく当該社会の）生権力／生政治の今日的様相を映し出している。その葛藤の場では、「科学的な根拠に基づく客観的規準」そのものが、科学固有の論理をめぐるばかりでなく、国家の財政状況や生命観等をめぐって、その合理性と正当性において根本的に問われるのである。<sup>7</sup>

包摂／排除の問題は、今日のいわゆる「ポスト福祉国家」状況の中に見ることができる。こうした観点から現代を「断片化される社会」と捉える重田の議論をここで見てみよう（「断片化される社会——ポスト福祉国家と保険」）（重田 2003a, 66-86）。

それなりに充実した社会保障制度（ここでは特に社会保険）を確立した諸国家・社会は、個人責任を超えた「リスク」という概念を社会的に共有することでその制度を理念的に支えてきた。しかし、この状況は変化してきている。「社会」を「分割不可能な固有の实在」と捉えることで「リスクの社会化」という認識が生まれ、多くの国家・社会で実現した社会保障制度は、自由主義的思潮が優勢となる中、今や個別利害の明確化とリスク保因者の可視化（リスクの個別化）によって揺らぎ始めている。高リスク保因者は排除の対象となる傾向が強まり、低リスク層が高リスク層のリスクを一部負担することで社会的リスクを平準化するという制度は、理念的・制度的な支えを失いつつある。リスクと社会の関係はいわば「連帯」の理念を欠いた形で読み替えられたとし、重田は、現代社会は「リスクを細分化する社会」となって「社会連帯」を喪失しつつあると捉えている。<sup>8</sup>

こうした議論は、改めてフーコーの言う自由主義的統治がどのような社会状況をもたらすのかという問題の重要性を喚起する。次にこの問題に関連する別の議論を見ておこう。

### (3) 「グローバル化」された統治性

ナンシー・フレイザーは現在の「グローバル化」状況の中にフーコーの関心事であった自由主義的統治の問題をまた別の視角から見ようとしている。彼女のフーコー読解を取り上げてみよう。

フレイザーは、規律訓練（discipline）の問題性に照準し、「フォーディズムの様式の社会規制についての偉大な理論家」（フレイザー、26）フーコーの議論を福祉国家批判として評価している。また、ポスト産業（工業）社会、規制緩和、フレキシビリゼーションの時代にあって、フーコーの分析は「新自由主義的グローバル化の時代における新たな「統治性」の様式を説明するための力を引きださう」（同、27）とも述べて、「フォーディズムに特有の統治性とはどのようなものだろうか。その統治性に特有な編成のメカニズムと政治的合理性の特徴とは何か」という問題の答えは規律訓練型生権力の説明に見出さうという。このように、彼女は、現代社会の様相を「フォーディズム型「福祉国家」からポストフォーディズム的「競争国家」へ」の移行として捉え、「ポストフォーディズム型統治性」というものを考えようとしている。

フーコーの説明によれば、フォーディズム的規制の介入対象は、規律化された個人ばかりではなく、「相対的福祉」と「人口」全体でもあった。従属的植民地住民を背景にしてとはいえ、規律訓練型ノーマリゼーションは「生—権力」に結びつき、国民の同期化と標準化が目指されていたのである。対照的に、ポストフォーディズム的統治性は、これまで見てきたようにナショナルな枠を押し開いた。しかも、それによって同時に、フォーディズムの普遍主義的主張を放棄し、それでいて自由放任に訴えることもないのである。ポストフォーディズム的規制はむしろ、新しいかたちの（トランスナショナルな）分割をつくり出す。主に人口のプロファイリングをとおして作用するポストフォーディズム的規制は、効率性とリスク回避のために個人々々を分離して追跡するのである。ポストフォーディ

ズムの福祉政策は、有能で競争力のある小麦を無能で競争力のない穀類から選り分けることによって、各人それぞれの人生を描く。結果として生まれるのは、新たな分割された統治性である。ある者にとっては責任をともなった自己規制、別の者にとっては乱暴な抑圧というわけである。この「二重社会」では、超競争的で、完全にネットワーク化された領域と、排除された成績の悪い者たちの区域とが共存するのである（「規律訓練からフレキシビリゼーションへ」）（同、36）。

フレイザーは、このようにフォーディズム／ポストフォーディズムの対比図式の下、「グローバル化された統治性」の問題性をフーコーの議論の中に見ようとしている。この視点は「政府なき統治（governance without government）」という今日の統治のトランスナショナルな状況を理解する上でも有益だろう（同、34）。能力主義的な排除と選別の機軸のグローバルな拡大浸透の問題に眼を向けた議論として注目する必要がある。フーコー自身が十分論じることのなかった「自由主義による統治」の現代的様相の理解として興味深い。（フーコーと自由主義、グローバル化については（酒井 1999；土佐 2007）参照）。

#### （4）生きていればそれでよいのか——「ゾーエー」と「ビオス」

高度な文明化と文化的な社会制度が「幸福」を保障する社会。人々が単に生存することに満足するのではなく、現状以上の「快適」、「安全・安心」という価値を追求する社会。こうした「福祉国家」的生政治の現実がまさしく客観的現実であるかどうかは別にして、人々が物質的・心的な安寧と引き換えに管理調整の対象となることを受け入れる社会をどう考えるべきか。それはあらゆる人々にとっての理想の社会（統治）なのか。「そこに人間の本来的な生はあるのか」という問いを立てることは意味のないことではないだろう。フーコーの生権力論は究極的にそうした問いへとつながることになる。フーコー自身の関心はその後の『性の歴史』研究において「自己のテクノロジー」「生存の美学」の問

題へと向かう。

フーコーの言説を論争的に問題化している小泉義之の議論（小泉 2005）を見てみよう。

小泉は、フーコーとジョルジョ・アガンベン（アガンベン 2003）を接続させて次のように述べている。国家権力による生政治は、人間を家畜として管理し支配することである。アガンベンは人間の生の二つの相「ゾーエー」（zoe）と「ビオス」（bios）に着目する。一般に前者は「生物的生」、後者は「社会的、政治的生」とされる。これは、生命と生活、生物と人物、人間と人格、肉体と精神、自然と文化といった二分法に対応するもの考えることができるが、アガンベンは生政治の核心をこうした意味でのゾーエーの生産として捉えている。しかしそれではただ単に生物として生きているということにすぎない（「ゾーエー、ビオス、匿名性」）（同、236）。小泉自身は、近代性が生み出してきた混合物（技術や制度）に惑わされることなく、ゾーエーに立ち返り、そこからビオスを立ち上げる必要を説く（同、254）。

同様の指摘は、東らの「動物化」の議論にも見ることができる。東と大澤は、ビオス／ゾーエー（剥き出しの生）＝人間（政治的身体）／動物（生物的身体）という構図の下で、安全、快適に生きる（ことで満足する）人間の「人間ならざるもの」への頹落について、またビオスとゾーエーの乖離の問題と両者の弁証法的な関係性の可能性について論じている（東・大澤 2003, 13-85, 96-102）。

小泉、東らの議論は言うまでもなく倫理的な問いを含んでいる。これを現代的な生のあり方に対する批判として受けとめること、改めて「生きる」ことの倫理性について考えてみることは決して無駄ではないだろう。「生きていればそれでよいのか」という問いに「満足ならそれでよい」（「いいじゃないの幸せならば」）と答えることは単なる自己欺瞞的な現状肯定にすぎないのだろうか。

もちろん、他方でこうした（広義の）福祉国家批判を「先進」社会の豊かさを前提にした、ある意味で贅沢な批判として相対化することもできるだろう。現在でもとりわけ子どもや老人などの「弱者」にとって生存さえ危うい環境は、

世界中の至る所にあるのであり、この「先進」社会・日本でもつい半世紀ほど前まで、高い乳幼児死亡率が問題となるような、苛酷な自然／社会環境があったことを忘れるべきではないだろう。つまり当時当該地の乳幼児は「死に投げ返される」生命にほかならなかった。（これは今でもいわゆる「途上国」の乳幼児や妊産婦らについて同様である）実際、国保（国民健康保険）運動や老人医療費の無料化などの福祉国家を先取りする動きが、そうした厳しい環境に長年苦しんできた地域社会から生まれてきたことは、この問題を考える上でむしろ思い起こされるべきではないだろうか。<sup>9</sup>

もちろん、ゾーエーとビオスのどちらの生が本質的か、あるいはそのどちらを尊重すべきか、といった単純な二者択一がここで重要なのではない。たとえば、QOL すなわち Quality of Life という言葉について考えてみたとき、この語を介護や医療の現場で専門家の専門用語として理解するのと、当事者やその家族として受け止めることの間にはおそらく多くの場合大きな乖離があるだろう。ゾーエーとビオス。両者の関係はときに対立し、ときに階層関係であったりする。生理的状态としては良好であっても精神的、社会的、家族状況的にそうではないこともあれば、経済状況の不安定さゆえに精神的不安が生じ健康状態にその影響が及ぶということもあることをわれわれは経験的に知っている。両者の乖離が常態であるような現実がわれわれにとってどういうものであるのか、あるいはその状況を作り出している今日の生政治についてわれわれは改めて問いなおす必要があるのではないか。

## 結び——現代の生政治とは？

フーコーの「生権力」概念を導きの糸にししながら、その議論展開を追い、同概念の延長上にある生政治、統治性の問題を検討してきた。そこで改めて国家と生権力・生政治の結びつきと、さらに現代における国家の存在を相対化するような自由主義的統治の問題が浮かび上がってきた。

冒頭でも述べたように、急速な科学／技術の

発展は様々な形でわれわれに影響を与えている。科学／技術は、表面的にはわれわれの素朴な欲求を充足してくれる（あるいはその可能性を提供してくれる）し、実際それによってその功利性をますます増大させている。しかし、その先端部分は、われわれが直観的に認識できる水準をしばしば超えてもいる。また、バイオテクノロジーや生物医学化が著しい医療の現状を見れば分かるように、科学／技術とそれ以外の領域、例えば政治や経済との相互干渉あるいは相互浸透はさらに進み、それらのグローバル化あるいは関係諸アクターのトランスナショナルな交渉はより複雑多様な形で生じている。<sup>10</sup> 結果的に、われわれから見えない部分は相対的に拡大している。全体状況が見えないなかでわれわれ自身はどこに身（視点）を置けばよいのか、困惑と不安を覚えずにはいられない。しかしながら、生権力論はこうした状況の理解のための何らかの眺望を与えてくれているように思える。

生権力論は、特に第4節で見たように、さまざまな論者が加わって大きな広がりを持った議論に発展している。フーコーは、しばしば社会構築主義の首領のように言われるが、「生」というものをリアルであると同時にイマジナリーな存在として、そのどちらかに還元しないで両者一体のものとして捉えることに執着してきたはずだし、そのことによって広がりのある、射程の長い議論が可能になったのではないだろうか。フーコーの示したこうした方向性についてはアクチュアルな論点を視野に置きながらも、なお学ぶべきものがあるだろう。<sup>11</sup>

現代社会に浸潤するテクノサイエンス（科学と技術の一体化）としての生命科学／技術は、人間生命に対する眼差し——認識を大きく変えた。生命科学／技術の発展を背景に「二一世紀の生政治」を問うニコラス・ローズは、フーコーの議論を踏まえつつ、同名の著書のなかで「生命それ自体の政治」（politics of life itself）として現代の生政治の状況を描こうとしている。ローズは、診断、医療器具などにおいて著しく技術化した医療、そして医療を中核とした関連産業の急成長に注目し、この現代医療の転換が二一世紀の生政治＝バイオポリティクスに特殊な形態を与えることになったと指摘している。

(Rose 2007, 9-40) 遺伝子検査や生殖医療で既に進んでいるように「生命」は分子レベルで捉えられるようになってきている。これをローズは「生命はいわば分子化 (molecularized) されたのである」と述べている (ibid, 44)。また臓器や血液、皮膚組織また特異な性質を持つ遺伝子などは経済的価値を持つものとなっている。こうした生物学的資源の商品化のなど、人間生命はモノとして扱われる傾向を強めている。その一方で、ローズは医師や研究者など一部の専門家が独占してきた医療や生命科学の分野に多くの市民が関与するようになってきているという現実にも注目している。彼はこれを生物学的市民権 (biological citizenship) の問題として考えようとしているが (ibid, 131-154)<sup>12</sup>、彼自身が述べるようにこうした現実を善悪や否定肯定といった二分法的に捉えるべきではないだろう。科学／技術の変容は社会の変容といわば共進化的に結びついている。生命を政治という観点から捉え直すことで社会的現実の別の側面が見えてくる。現代の生政治の問題としてわれわれが探求すべき課題は数多く残されていると言えるだろう。

\* 本稿は、小松田儀貞「M・フーコー〈生権力〉論の問題性——統治性と国家のゆくえ——」藤山嘉夫編「生命操作の時代」における人間生命と社会の存在形態の可能性に関する研究」(平成18～19年度学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C)報告書): 51-66(2008)を加筆改稿したものである。

## 注

1 フーコーは生権力について、以下のようにも説明している。「ヒトという種における基本的な生物学上の特徴が、ある政治(ある政治的戦略、ある一般的な権力戦略)の内部に入りこめるようになるにあたって用いられる、さまざまなメカニズムからなる総体のこと」(「1978年1月11日講義」(フーコー 2007 [2004], 3) また、フーコーは、生産機関へと身体を管理された形で組み込み、人口現象を経済過程にはめ込むことで資本主義が保障されてきた、として「生一

権力)は、資本主義の発達に不可欠の要因」(Foucault 1976, 185=178)と述べている。バイオテクノロジー・先端医療・エコロジーなどの生命技術・思想もこの現出形態といえることができる。

2 アリストテレスは国家(ポリス)と家(オイコス)を峻別し、それぞれを納める知識を国政術(ポリティア)と家政術(オイエコノミア)として区別して考えていた。しかし、やがて統治という点で両者の関係を切り離せないものとする考え方がジャン・ボダンらによって示される。こうした流れとその背景をなす「ポピュラシオニズム」など18世紀フランスに沸騰した人口問題への関心と人口・富を統御する知(政治算術、統計学等)の出現などについては、阪上孝「人口という対象」参照。(阪上 1999)なお、ポリスと国家の形成については、筆者もブルデューとフーコーを関連させて若干論じたことがある(小松田 2007)。

3 18世紀以降、資本主義の発展過程における医学の私的領域(道徳や家族生活)への介入(=医療化)については、フーコー「十八世紀における健康政策」「社会医学の誕生」等を参照。「資本主義社会にとって何よりも重要なのは生一政治的なものであり、生物学的なもの、身体的なもの、肉体的なものです。身体とは、生一政治的な現実であり、医学とは生一政治的な戦略にほかなりません」(「社会医学の誕生」)(Foucault 1994, III 210=VI 280)。

4 司牧権力の概念の原型モデルにおいては、統治者(神、王)とその対象(民)の関係は牧人と羊の関係のようなものとして捉えられる。牧人は群れに対して権力を行使する。群れを呼び集め、導く。「牧人の役割は自分の群れの安全を確保すること」であり、権力行使は「義務」にほかならない(「全体的なものと個的なもの——政治的理性批判に向けて」)(Foucault 1994, IV 136-139=VIII 332-337)。

5 この点については、重田園江「戦争としての政治」(重田 2003b; 重田 2007)参照。フーコーはこうした認識を17、8世紀の貴族政治家アンリ・ド・ブーランヴィリエから学んでいる。フーコーが示そうとするのは、結果的に国家の正当化に結びつくところの、法と主権の論理で考えるホッブスの戦争=闘争状態という社会秩序像とは異なるものである。

6 フーコーは血の問題についてさらに以下のように述べている。「古典義の時代に準備され19

世紀に実行に移された権力の新しい仕組みこそが、我々の社会を血の象徴論 (une symbolique du sang) から性的欲望 [性現象] の分析学 (une analytique de la sexualité) へと移行させたのである。すでに明らかのように、もし法や死や侵犯の側に、象徴的なものや君主権の側に属する何かがあるとすれば、それは血である。性的欲望のほうは、規準＝常態 [規範] (norme)、知、生、意味、規律、調整といったものの側にあるのだ (Foucault 1976, 195＝186-7 強調原文のまま)。

- 7 原爆症の認定基準の見直しや薬害問題をめぐる2007年の一連の動きは、この意味で興味深い。科学的な根拠に基づく客観的規準というものも、それを独占していた国家の言説とその「見直し」と「新しい基準」の承認を求める言説の闘争の場として見るができる (坪野 2007)。
- 8 重田は、別の所でこうした議論に接続する形で多様化・複雑化と並行して現代社会で進行する「分断と排除」について論じている。(「正しく測るとはどういうことか?再論」)(重田 2003 a, 165-185)。
- 9 「生命行政」の理念を宣揚し、その後の医療保健政策に大きな影響を与えた岩手県旧沢内村の事例は、福祉国家的機能の歴史的変容を目の前にしている現在、改めて顧みられるべきだろう。またそれは「生政治」の別の可能性を示しているようにも思える (菊地 1968)。
- 10 こうした最近の状況については、(美馬 2007) 参照。美馬は、アクチュアルな視点で、SARS、鳥インフルエンザ、エイズをめぐる「感染症」の政治学に注目し、国家を超え、政治と科学の領域を超えて拡大し展開する生政治の問題 (「〈感染〉の政治学」)(同, 11-90) や先端科学・技術が作り出す「境界」生を定義する権力の問題、例えば ES 細胞の操作可能性が実現することで生じた〈人間個人の身体〉と〈生命なるもの (生)〉の間のずれとそこから生じる科学と社会認識の間のダイナミズムといった問題について論じている。「一八世紀において、統計学や公衆衛生学という集団を扱うテクノロジーが人口という〈生〉を創出したのと同じように、現代社会でのバイオテクノロジーの展開が、人間個人の自然的身体の形象とは重なり合わないタイプの別の〈生〉を創出したならば、それに対応するかたちで、生権力が新たに編成されなおすすめではないか」(「〈生〉のテクノスケープ」)(同, 106)。

- 11 生権力/生政治の現代的様相を理解する上で筆者が関心を持っているのはリベラル優生主義と自然主義的な人間理解である。前者の議論としては (桜井 2007) 参照。後者については、進化生物学の知見に影響を受けながら近代の人間概念の根本をなす「人権」概念を再把握しようとする議論として (内藤 2007) 参照。内藤は、例えば「人間の自律性」に依拠して人権の「文化を超えた普遍性」を正当化する理論を問い直している。いずれも法学研究者の議論であるのが興味深い。
- 12 この概念は1986年のチェルノブイリ原子力発電所事故によって深刻な被害を受けた旧ソビエト連邦圏地域およびウクライナ新国家建設の過程の医療人類学的研究から生まれた。(Petryna 2002; Petryna 2004) 放射線被ばくによる健康被害に対する補償を求めること、それは当時当該地では普遍的権利ではなかったのである。この〈権利〉の獲得の過程を考えるとこの概念の極めて重い現実的背景が見えてくる。

## 文 献

- アガンベン、ジョルジョ 2003『ホモ・サケル主権権力と剥き出しの生』
- 東浩紀・大澤真幸 2003『自由を考える——9.11以降の現代思想』日本放送出版協会
- Foucault, Michel 1975 *Surveiller et punir : Naissance de la prison*, Eds Gallimard (田村俣訳 1976『監獄の誕生』新潮社)
- Foucault, Michel 1976 *La Volonte de Savoir. Histoire de sexualite I*, Eds Gallimard (渡辺守章訳1986『知への意志 性の歴史 I』新潮社)
- Foucault, Michel 1994 *Dits et Ecrits, Tomes II, III et IV*, Eds Gallimard (蓮実重彦他監訳 2000, 2001, 2002『ミシェル・フーコー思考集成』筑摩書房、VI、VII、VIII、IX、X各巻)
- Foucault, Michel 2004 "Securite, territoire, population" *Cours au College de France 1977-1978*, Eds du Seuil/Gallimard (高桑和巳訳 2007『ミシェル・フーコー講義集成 7 安全・領土・人口』筑摩書房)
- フレイザー、ナンシー 2003「規律訓練からフレキシビリティへ? グローバリゼーションの時代にフーコーを読む」『現代思想』第31巻第16号
- 檜垣立哉 2006『生と権力の哲学』筑摩書房

- 広井良典 2003『生命の政治学 福祉国家・エコロジー・生命倫理』岩波書店
- 市野川容孝 2007「生—権力再論 餓死という殺害」『現代思想』第35巻第11号
- 菊地武雄 1968『自分たちで生命を守った村』岩波書店
- 小泉義之 2005「ゾーエー、ビオス、匿名性」松原洋子・小泉義之（編）『生命の臨界 争点としての生命』人文書院
- 小松田儀貞 2007「ブルデューの国家研究構想——「国家の科学」の条件——」『秋田県立大学総合科学研究彙報』第8号
- Lemke, Thomas 2001" "The birth of bio-politics': Michel Foucault's lecture at the College de France on neo-liberal governmentality" *Economy and Society*, vol. 30-2, 190-207
- 美馬達哉 2007『〈病〉のスペクタクル 生権力の政治学』人文書院
- 内藤淳 2007『自然主義の人権論 人間の本性に基づく規範』勁草書房
- 重田（米谷）園江 1996「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』870号
- 重田園江 2003a『フーコーの穴——統計学と統治の現在』木鐸社
- 重田園江 2003b「戦争としての政治 一九七六年講義」『現代思想』第31巻第16号
- 重田園江 2007「戦争から統治へ——コレージュ・ド・フランス講義」芹沢一也・高桑和巳（編）『フーコーの後で 統治性・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会
- Petryna, Adriana 2002 *Life Exposed. Biological Citizens after Chernobyl*. Princeton, University Press.
- Petryna, Adriana 2004 "Biological Citizenship: The Science and Politics of Cherobyl-Exposed Populations," *Osiris*, Vol.19, 250-265
- Rose, Nikolas 2007 *The Politics of Life Itself. Biomedicine, Power, and Subjectivity in the Twenty-First Century*. Princeton Universty Press.
- 阪上孝 1999『近代的統治の誕生——人口・世論・家族——』岩波書店
- 酒井隆史 1999「リベラリズム批判のために——リベラリズムの回帰と「市民社会の衰退」」『現代思想』第27巻第5号
- 桜井徹 2007『リベラル優生主義と正義』ナカニシヤ出版
- 芹沢一也・高桑和巳（編） 2007『フーコーの後で 統治性・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会
- 土佐弘之 2007「グローバルな統治性」芹沢一也・高桑和巳（編）『フーコーの後で 統治性・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会
- 坪野吉孝 2007「原爆症認定 米兵補償参考に「疾患」指定を」『朝日新聞』8月24日